

業務委託契約書の条項

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約書及び仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、発注者はその委託料を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、書面により行わなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、仕様書に基づき、発注者の指示監督に従い委託業務を実施するものとする。

（契約保証金の額及び納付）

第3条 この契約に係る保証金の額及び納付については、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号。以下「契約規則」という。）第26条及び第27条の規定によるものとする。

（契約保証金の減免、還付及び帰属）

第4条 この契約に係る保証金の減免、還付及び帰属については、契約規則第28条から第30条の規定によるものとする。

（権利義務の譲渡）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括委託の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（履行報告）

第7条 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（業務内容の変更）

第8条 発注者は、必要があると認めたときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要

があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（損害のために生じた経費の負担）

第9条 この契約の履行に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。

（委託料の支払）

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、委託料の支払いを請求できる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（個人情報の保護）

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

〔注〕本条は、契約を履行するに当たり個人情報を取り扱う場合に使用する条項である。

（特定個人情報等の保護）

第11条の2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「特定個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

〔注〕本条は、契約を履行するに当たり個人情報を取り扱う場合に使用する条項である。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1） この契約を委託期間内に履行せず、又は履行する見込みがないとき。

（2） この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第5条の規定に違反して業務委託代金債権を譲渡したとき。

（2） この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

（3） 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（4） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、履行済みの部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するものとしていなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条第2項に規定する警察等関係行政機関への照会の結果により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- ア 受注者又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- イ 受注者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の

維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者といなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第2に基づく密接な関係を有していると認められるとき。

オ 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者といなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第2に基づく社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

ク 受注者が、いなべ市の発注する物件の買入れその他支出の原因となる契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条各号の規定によるほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により、仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

(不当介入を受けた場合の措置)

第14条 受注者（下請負人を含む。以下同じ。）は、暴力団員等（いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うこと。この場合において、不当介入による被害を受けているときは、被害届を速やかに警察に提出すること。

2 前項により警察に通報を行うとともに、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

3 受注者は、暴力団員等により不当介入を受けたことから契約の履行に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(契約外の事項)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。

別記 1

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

4 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、発注者が指定する場所以外の場所で、個人情報を取り扱う作業を行ってはならない。
- (3) 受注者は、発注者が指定する保管場所及び保管方法により、個人情報を保管しなければならない。
- (4) 受注者は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う従

業員等の範囲を限定し、当該従業員等以外の者に個人情報を取り扱う作業を行わせてはならない。

(5) 受注者は、発注者が承諾したときを除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(6) 受注者は、個人情報を運搬するときは、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ書面により、発注者に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも同様とする。

6 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務进行处理するため発注者から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の制限

受注者は、特定個人情報等の取り扱いを自ら行うこととし、他の者にこれを取り扱わせ、又はこの契約による業務を他に委託（以下「再委託等」という。）してはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

8 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務进行处理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への監督

受注者は、この契約による業務进行处理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

10 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

11 保護措置の報告

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。

12 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

14 契約の解除

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者又は受注者の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき。
 - (2) 受注者がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被ったときにおいても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

15 損害賠償

発注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者に対して損害の賠償を請求することができる。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

16 協議

個人情報の取扱いに関し、特記事項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い相互協議し、円満に解決を図るものとする。

注) 委託の実態に応じて、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略するものとする。